

【資料 1】 【資料 2】 【資料 3】 に対する事前質問回答

No	委員名	該当箇所	対象資料	意見・質問	各課回答
1	浅香委員	資料 2 自己評価 資料 3 目標設定	P1 基本方針 1 (1)-1	<第三者評価受審について> 保育所は、5 年ごとの受審が努力義務となっています。令和6年は、公立2保育園が受審していますが、令和7年以降は継続実施としているものの、「該当園」がないとしています。 公立以外に、社会福祉法人等の受審例もあります。受審料等の負担感が、課題としてあるのでしょうか。 第三者評価受審の効果として、 「改善課題を抽出して園児にとっても保護者にとってもより良い園となるよう ①「より丁寧な保育の実践」－ 接遇と傾聴の姿勢の重視 ②「環境構成委員会（4～5 名の委員）の設置」－ 子どもたちにとってのより良い環境の整備 ③「運営委員会（園長と主任、各リーダーで構成）の設置」－ 重要課題を積極的に検討する場の設定・・・」等の報告もなされています。 令和 4 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究事例 集保育の質の向上に向けて保育の質の向上に向けて 2023（令和 5）年 3 月一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会	【保育課】 令和 7 年度の第三者評価は、受審後5年目となる園がなかったことから、該当園なしとしております。 令和8年度は公立保育園において受審を予定しております。 一方、社会福祉法人等が運営する民間保育園に関しては、「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム第 4 期」にて「定期的に実施を推奨」としてまいります。民間保育園の実施に当たっては、給付の加算対象となるとともに、市で補助事業も用意しているため、受審料等の負担感が課題であるとの認識はありません。

No	委員名	該当箇所	対象資料	意見・質問	各課回答
2	西田委員	資料1 R6実績評価 (資料2自己評価)	P1 基本方針1 基本施策(1) ((1)-2・3)	<評価の理由の延長保育・休日保育について> 保育ニーズに対応することができたとあるが、園の中には土曜保育や休日保育の受け入れを制限しているところがあり、保護者が困っていると聞いている。入園前に分かっていたらその園を選ばなかったという話もあり、情報公開に問題があるのではないか。	【保育課】 「地区ごとに実施施設を確保し保育ニーズに対応した。」旨の記載は、R6年度、東那須野地区に休日保育実施園ができたことから記載したものです。 土曜保育については、各施設が利用方法を決め、「保育園のしおり」等で保護者に周知しているところです。受け入れを制限している施設については、対応を協議していきたい。 休日保育の利用方法については、在籍している保育園等を通じてお知らせしているほか、市のHPにも掲載して周知しております。休日保育実施園における職員の配置状況によっては、利用が出来ない場合があることから、周知方法については今後検討していきたい。
3	浅香委員	資料2 自己評価 資料3 目標設定	P1 基本方針1 (1)-5	<病児・病後児保育について> 「人員不足」とありますが、やはり看護師不足等があるのでしょうか。 利用料、偏在等により利用しづらいことは、ないのでしょうか。 祖父母との同居率の高さや、困ったときに頼れる人がいる比率の高さ等は、那須塩原市は特段に高いとは、いえないと思います。	【保育課】 昨年度から病児・病後児保育を休止している施設からは、病児保育に関わる保育士及び看護師の確保が難しいと聞いております。 利用料や偏在等が理由で利用しづらいといった意見は、聞いておりません。 黒磯地区において病児保育を実施している施設がない（休止中である）ことから、利用ニーズに応じた実施施設を検討していきたい。
4	浅香委員	資料2 自己評価 資料3 目標設定	P1 基本方針1 (2)-11 P2 基本方針1 (2)-13	<子育て短期支援事業> 潜在的ニーズが、とても高いと思うのですが、如何でしょうか。 利用延べ人数が、令和7年度「利用延べ日数」となっている理由は、目標だからでしょうか。	【子育て相談課】 本課が関わっている子育て世帯の現状を踏まえると、保護者の育児疲れや疾病に起因する本事業の潜在的ニーズは相当数存在するものと考えられます。 本事業を必要としている方を関係機関からつないでいただき、制度の周知及び利用につながるよう努めています。 利用延べ日数と利用延べ人数は同じ数字ではありますが、他の報告文書と単位を揃えて利用延べ日数としました。

No	委員名	該当箇所	対象資料	意見・質問	各課回答
5	西田委員	資料2 自己評価	P1 基本方針 1 (2)-11	<子育て短期支援事業の受け入れ先の確保について> 県北地区の中で那須塩原市は里親数が最も多い。地域の人的資源活用のためにも里親委託を進めるべきだと思う。	【子育て相談課】 里親委託については導入済市町の状況を調査し、本市においても検討していきます。
6	浅香委員	資料2	P3 基本方針2 (1)-24～28	○那須塩原市においては、「内密出産」等はないのでしょうか。 ○乳児家庭全戸訪問事業から養育支援訪問事業等に引き継がれ、更に「根気強く」支援継続をされている様子が、分かります。 ○令和6年の出生数及び、乳児家庭全戸訪問事業の訪問数の状況が、分かれば教えてください。本事業は、市民の方にとっても信頼されていると、推察しています。 ○併せて、5歳児健康診査の実施についての、努力も高く評価します。継続的な要支援の子どもたちに、有効とのことですので。	【子育て相談課】 ○本市におきましては、これまでのところ、内密出産等についての報告は受けておらず、該当する事例は確認されておりません。 ○令和6年の出生数は581人、乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数は554件となっております。
7	西田委員	資料3 目標設定	P1 基本方針 1 (1)－6	<乳児等通園支援事業の最終年度の目標設定値について> 最終年度の利用定員数が27人とあるが、市全体での1日あたり27人受け入れられるようにするという意味か。	【保育課】 お見込みのとおりです。 市全体で1日あたり27人受け入れを目標としております。
8	西田委員	資料3 目標設定	P4 基本方針 2 (1)－32	<子育て世帯訪問支援事業について> 那須塩原市には多胎児家庭に向けた支援が何もない。この支援事業の対象に入れることはできないか。	【子育て相談課】 本事業は家庭の養育環境を整えることで虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、主に要保護児童、要支援児童、特定妊婦のいる家庭を対象としています。前述の家庭以外にも必要と認められる場合は対象になるため、多胎児家庭も対象となる場合があります。 多胎児家庭は、出産や育児における負担が大きいことから、きめ細やかな対応が必要と認識しております。 今後、先進自治体における多胎家庭支援の取り組みを調査・研究してまいりたいと考えております。

No	委員名	該当箇所	対象資料	意見・質問	各課回答
9	浅香委員	資料3	P2 基本方針 1 (2)-10	<ファミリーサポート・センター事業> サポート率99%以上とは、会員登録者の利用率という 意味でしょうか。	【子育て支援課】 利用会員からのサポート依頼に対して、サポートを実施で きた割合です。
10	浅香委員	資料 2 自己評価 資料 3 目標設定	P1 基本方針 1 (2)-12 P2 基本方針 1 (2)-13	<一時預かり事業> 少子化の下、以下の様にニーズは高いと思うのです が、如何でしょうか。 ○「保護者に疲れが見える家庭」22.2% ○「保護者が身近に子育ての相談できる相手がいない家 庭」12.6% ○「家族間の関係に問題を抱えている家庭」6.0% ○「育児不安を抱えている家庭」14.9% ・・・令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 / 一時預かり事業の 実施状況に関する調査研究 報告書: 令和5（2023）年3月	【保育課】 次のとおり一時預かり事業における年間利用者延べ人数 は、対前年度比増加傾向にあることから、ニーズは高いと 考えております。 ○ 幼稚園、認定こども園における一時預かり年間利用者 延人数 R5年度 18,705人 R6年度 26,450人 ○ 保育園における一時預かり年間利用者延人数 R5年度 2,328人 R6年度 2,508人
11	浅香委員	資料3	P2 基本方針 1 (2)-11	<放課後児童健全育成事業> 「待機児童数0」とのことですが、都市部にみられる 様な「過密状態」の発生は、ないのででしょうか。	【子育て支援課】 本市における放課後児童健全育成事業の実施につつまし ては、国の定める設備運営基準に基づき策定する本市の放 課後児童健全育成事業に係る設備運営基準に基づき運営し ているところです。 その中で面積基準につきましては、国の基準と同じく児 童一人当たりおおむね1.65㎡により当該事業を実施し ており、昨年度においては年間を通した1日の当たりの平 均利用児童数に対する児童1人当たりの面積が1.65㎡ を下回るクラブはない状況となっております。
12	浅香委員	資料3	みづかりま せん	<訪問家事支援等について> ヤングケアラー支援及び児童虐待における2021年度 死亡50人内0歳児24人等の現状から、妊娠段階から の、訪問家事支援等の市町村の取り組み強化を、こども 家庭庁は発していますが、資料のどこをみればよいで しょうか。	【子育て相談課】 本市においては子育て世帯訪問支援事業で、訪問による 家事及び育児の支援を行っています。 P4 基本方針 2 (1)-3 2 に記載の事業です。